

議第 6 号議案

桐生市議会基本条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 25 年 9 月 18 日提出

提出者	桐生市議会議員	小	滝	芳	江
賛成者	桐生市議会議員	森	山	享	大
	同	荒	木	恵	司
	同	福	島	賢	一
	同	園	田	恵	三
	同	山	之	内	肇
	同	新	井	達	夫
	同	岡	部	純	朗
	同	西	牧	秀	乗

桐生市議会議長 相 沢 崇 文 様

桐生市議会基本条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 議会の活動原則(第3条―第6条)
- 第3章 議員の活動原則(第7条―第9条)
- 第4章 市民に開かれた議会(第10条―第15条)
- 第5章 議会への市民参加(第16条―第18条)
- 第6章 市長と議会の関係(第19条―第21条)
- 第7章 議会の活性化(第22条―第27条)
- 第8章 政務活動費(第28条)
- 第9章 議会事務局の体制(第29条)
- 第10章 雑則(第30条)
- 附則

地方分権時代において、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大されるなかで、地方自治の進展を図るためには、市民と自治体との信頼関係、協働の精神が不可欠となっています。

そして、二代表制の下で、ともに市民の負託を受けた市長と議会が、緊張関係を保ちながら、それぞれの職責を担い、市民の代表として市民の意思を把握して行政に反映し、市民福祉の増進と市政の発展に努めることが求められています。

とりわけ、議会において、時代に合った市民が求める議会のあり方を目指すとき、「市民に開かれた議会」と「議会への市民参加」を促進するとともに、議会としての政策立案能力を高めていくことが重要な課題となっています。

そのために議会は、正確な情報を市民と共有するための積極的な情報公開を行うとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握し、政策提言を行うための仕組みづくりを実現する必要があります。また、議員は、議会改革を推進するとともに、自らの役割と責任を明確にすることが求められています。

このような認識の下、桐生市議会は先人が築いた歴史と伝統を受け継ぎ、不断の改革に努め、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する議会として市民とともに「桐生らしい地域の主体性」を高めることを決意し、全力をもって、市民の負託に応えるため、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念に基づき、議会及び議員の活動原則、市民と議会の関係、市長と議会の関係等の議会に関する基本的な事項を定め、二代表

制の下、議会の果たすべき役割と責任を明確にすることで、桐生らしい地方自治を実現することを目的とします。

(基本理念)

第2条 議会は、市民の幸せを実現するための議決機関として、更なる市政の発展を目指すものとします。

第2章 議会の活動原則

(情報公開の徹底)

第3条 議会は、正確な情報を市民と共有し、開かれた議会を実現するため、議会活動に関する情報公開を徹底します。

(市民参加の促進)

第4条 議会は、市民と協働によるまちづくりを進めるため、市民の声を反映する仕組みづくりに努めます。

(市長等との関係)

第5条 議会は、市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案や政策提言を通じて市政の発展に取り組みます。

(議会改革と議会機能の強化・充実)

第6条 議会は、時代に即応した議会改革を進め、議会機能の強化・充実を図ります。

2 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により生じる市政の課題や市民要望に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組みます。

第3章 議員の活動原則

(議員の役割と責任の明確化)

第7条 議員は、市民の負託に応え、信頼される議員を目指すため、自らの役割と責任を明確にします。

(政治倫理条例の遵守)

第8条 議員は、市民全体の代表者として、誠実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、民主的な市政発展に寄与するため、桐生市議会議員政治倫理条例(平成22年桐生市条例第32号)を遵守します。

(市民意見の尊重と市民福祉の向上)

第9条 議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、政策提言等を行うことにより、市民福祉の向上を目指して活動します。

第4章 市民に開かれた議会

(インターネット等の活用)

第10条 議会は、インターネット等の多様な情報媒体を有効に活用し、情報の発信に努めるとともに、それらの有効な活用に関して、継続的な調査・研究を実施します。

(議会報告会の実施)

第11条 議会は、定例会ごとに議員による議会報告会を開催します。

(議会広報及びホームページの充実)

第12条 議会は、議会広報の内容及び紙面の構成を含めて、見やすく、市民に愛される議会広報づくりを目指します。

2 議会は、ホームページを活用し、情報公開に取り組みます。

(議長定例記者会見の実施)

第13条 議会は、議長の定例記者会見を実施します。

(議会への市民傍聴の促進)

第14条 議会は、多くの市民傍聴を促進するための研究を進めます。

(採決の明確化)

第15条 議会は、採決の明確化を図るため、原則として各議員の採決に関する表決を公開します。

2 議会は、電子採決導入について、調査・研究します。

第5章 議会への市民参加

(積極的な市民意見の聴取)

第16条 議会は、意見提出手続(パブリック・コメントをいう。)を有効に活用するとともに、市民の意見や政策提言を投書や電子メールで募集するなど、市民の意見の聴取を積極的に行います。

(積極的な市民協議の場の開設)

第17条 議会は、定例会ごとに議員による意見交換会、まちづくり討論会等を実施するなど、市民との話し合いの場を積極的に設けます。

(請願趣旨の聴取)

第18条 議会は、紹介議員から請願趣旨の聴取を行います。

2 議会は、委員会が必要とするときには、請願提出者に趣旨の説明をしてもらう機会を設けます。

第6章 市長と議会の関係

(政策提案の説明)

第19条 議会は、市長が議会に提案する政策について、その政策の水準を高めるため、市長に対して次に掲げる事項について審議に必要な説明を求めるものとします。

(1) 政策の根拠及び提案に至るまでの経緯

(2) 総合計画及び実施計画における位置付け

2 議会は、予算及び決算の議案を議会で審議するに当たっては、前項の規定に準じて、政策別又は事業別の分かりやすい説明を求めるものとします。

(一般質問)

第20条 議会は、本会議における一般質問を、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行います。

(反問権)

第21条 本会議及び委員会において議員の質問に対し答弁をする者は、論点を明確にし、議論を深める目的で、議長又は委員長長の許可を得て反問することができます。

第7章 議会の活性化

(監視・評価機能の充実)

第22条 議会は、市民の立場に立ち、市長その他の執行機関と対等な関係を保持し、監視及び評価機能を充実します。

(政策評価の研究)

第23条 議会は、議会による事業仕分けその他の政策評価を研究します。

(議決事件の追加)

第24条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件について、追加の検討をするものとします。

2 前項の規定に基づく議決すべき事件については、別に条例で定めます。

(政策立案機能の充実)

第25条 議会は、市民福祉の向上のため、政策立案機能を充実します。

2 議会は、自主的な研修会の開催及び各種研修会への参加を積極的に行います。

3 議会は、委員会視察の成果を市長に提言します。

(委員会の充実)

第26条 議会は、委員会の充実を図るため、次に掲げる事項を実施します。

(1) 議会は、委員会の所管事務調査を積極的に実施します。

(2) 議会は、委員間討議を常任委員会での集中審議の中で行います。

(3) 議会は、地域住民に関わりが深く、かつ、関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において委員会の会議を開催します。

(会派制)

第27条 議員は、議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念及び政策を共有する者で構成される会派を結成することができます。

2 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間での調整を行い、合意形成に努めます。

3 会派は、2名以上の議員をもって構成します。

4 議長は、必要があると認めるときには、会派の代表者の会議を開催します。

5 議会は、会派の代表者の会議に関し、必要な事項は別に定めます。

第8章 政務活動費

(政務活動費の執行等)

第 28 条 会派又は議員は、政策立案機能及び監視機能の向上等を図るため、桐生市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年桐生市条例第 1 号)に基づく政務活動費を活用し、調査研究を行います。

2 前項における収支報告書の公開については、桐生市情報公開条例(平成 10 年桐生市条例第 29 号)に基づき、公開します。

第 9 章 議会事務局の体制

(議会事務局体制の強化)

第 29 条 議会は、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び組織体制の強化を図ります。

2 議会は、議会事務局の法務機能の強化を図ります。

第 10 章 雑則

(見直し手続)

第 30 条 議会は、議会基本条例の理念、目的に沿い、達成状況を定期的に検証し、必要に応じて条例の改正も含め、適切な措置を講じます。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行します。

議 案 説 明

議第 6 号議案 桐生市議会基本条例案

桐生市議会は、「市民に開かれた議会」「市民参加」「議会の活性化」を柱に議会の果たすべき役割と責任を明確にし、桐生らしい地方自治の実現を目指すため、条例を制定するものです。